

三木町告示第 65 号

三木町出納員規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

三木町長 伊藤 良春

三木町規則第 5 号

三木町出納員規則の一部を改正する規則

三木町出納員規則（平成 21 年三木町規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 議会事務局の項中「広告料・コピー料金等の収納」を「1 広告料及びコピー料金等の収納」に改め、同表総務課の項中

「宿日直業務に係る戸籍住民基本台帳手数料等の収納

防災ラジオ購入負担金の収納

広告料・コピー料金等の収納」

を

「1 宿日直業務に係る戸籍住民基本台帳手数料等の収納

2 広告料及びコピー料金等の収納」

に改め、同表政策課の項中

「コミュニティバス運行収入・パークアンドライド駐車場使用料の収納

広告料・コピー料金等の収納」

を

「1 コミュニティバス運行収入及びパークアンドライド駐車場使用料の収納

2 広告料及びコピー料金等の収納」

に改め、同表地域活性課の項中

「所管施設使用料の収納

ふれあいふるさと寄附金

「 広告料・コピー料金等の収納 」

を

- 「 1 ふれあいふるさと寄附金の収納
- 2 広告料及びコピー料金等の収納 」

に改め、同表契約監理課の項中

- 「 入札保証金・契約保証金の収納
- 広告料・コピー料金等の収納」

を

- 「 1 入札保証金及び契約保証金の収納
- 2 広告料及びコピー料金等の収納 」

に改め、同表税務課の項中

- 「 町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税（督促手数料、延滞金含む。）
- の収納、臨時運行許可・各種証明手数料の収納
- 広告料・コピー料金等の収納 」

を

- 「 1 町税及び国民健康保険税（附帯する税外収納金を含む。）の収納
- 2 臨時運行許可及び各種証明手数料の収納
- 3 広告料及びコピー料金等の収納 」

に改め、同表住民健康課の項中

- 「 戸籍・住民票・印鑑証明等手数料の収納
- 災害援護資金の収納
- 健康診査等負担金の収納
- 後期高齢者保険料（督促手数料・延滞金含む。）の収納
- 所管施設使用料の収納
- 広告料・コピー料金等の収納 」

を

- 「 1 戸籍、住民票及び印鑑証明等手数料の収納
- 2 災害援護資金の収納
- 3 健康診査等負担金の収納

4 後期高齢者医療保険料（附帯する収入金を含む。）の収納

5 所管施設使用料の収納

6 広告料及びコピー料金等の収納 』

に改め、同表人権推進課の項中

「同和対策貸付元利金の収納

所管施設使用料の収納

広告料・コピー料金等の収納 』

を

「1 同和対策貸付元利金の収納

2 所管施設使用料の収納

3 広告料及びコピー料金等の収納 』

に改め、同表こども課の項中

「保育料及び給食費負担金等の収納

放課後児童クラブ会費の収納

所管施設使用料の収納

広告料・コピー料金等の収納 』

を

「1 保育料及び給食費負担金等の収納

2 放課後児童クラブ会費の収納

3 所管施設使用料の収納

4 広告料及びコピー料金等の収納 』

に改め、同表福祉介護課の項中

「老人ホーム利用料の収納

介護保険料（督促手数料・延滞金含む。）の収納

所管施設使用料の収納

広告料・コピー料金等の収納 』

を

「1 老人ホーム利用料の収納

2 介護保険料（附帯する収入金を含む。）の収納

- 3 介護サービス事業指定等手数料の収納
- 4 所管施設使用料の収納
- 5 広告料及びコピー料金等の収納」

に改め、同表土木建設課の項中

- 「道路復旧負担金・公営住宅・法定外公共物使用料の収納  
土地開発申請等手数料の収納  
広告料・コピー料金等の収納」

を

- 1 道路復旧負担金、公営住宅及び法定外公共物使用料の収納
- 2 土地開発申請等手数料の収納
- 3 広告料及びコピー料金等の収納」

に改め、同表農林課の項中

- 「農林水産業施設災害復旧等受益者負担金の収納  
所管施設使用料の収納  
広告料・コピー料金等の収納」

を

- 1 農林水産業施設災害復旧等受益者負担金の収納
- 2 所管施設使用料の収納
- 3 広告料及びコピー料金等の収納」

に改め、同表環境下水道課の項中

- 「下水道使用料及び負担金の収納  
し尿処理・廃棄物処理手数料の収納  
飼犬登録・予防注射手数料の収納  
広告料・コピー料金等の収納」

を

- 1 下水道使用料及び負担金の収納
- 2 し尿処理及び廃棄物処理手数料の収納
- 3 飼犬登録及び予防注射手数料の収納
- 4 広告料及びコピー料金等の収納」

に改め、同表教育総務課の項中

「幼稚園授業料の収納

所管施設使用料の収納、育英資金貸付金の収納

広告料・コピー料金等の収納」

を

「1 幼稚園授業料の収納

2 所管施設使用料の収納

3 育英資金貸付金の収納

4 広告料及びコピー料金等の収納」

に改め、同表生涯学習課の項中

「所管施設及び一般開放施設使用料等の収納

広告料・コピー料金等の収納」

を

「1 所管施設及び一般開放施設使用料等の収納

2 広告料及びコピー料金等の収納」

に改め、同表中

「

神山出張所	神山出張所 長	出張所長が所属職員 の内から指定する職 員及び総務課長が指 定する職員	町県民税・固定資産税・軽自動車 税・国民健康保険税・介護保険料・ 後期高齢者保険料（督促手数料、延 滞金含む。）の収納  戸籍・住民票・印鑑証明等手数料の 収納  し尿処理、廃棄物処理手数料の収納  公営住宅使用料、土地開発申請等手 数料の収納  下水道使用料及び負担金の収納  広告料・コピー料金等の収納
田中出張所	田中出張所 長		
井戸出張所	井戸出張所 長		

」

を

「

神山出張所	神山出張所 長	出張所長が所属職員 の内から指定する職 員及び総務課長が指 定する職員	1 町税及び国民健康保険税（附帯 する税外収納金を含む。）の収納
田中出張所	田中出張所 長		2 介護保険料及び後期高齢者医療 保険料（附帯する収入金を含む。 ）の収納
井戸出張所	井戸出張所 長		3 戸籍、住民票及び印鑑証明等手 数料の収納 4 し尿処理及び廃棄物処理手数料 の収納 5 公営住宅使用料及び土地開発申 請等手数料の収納 6 下水道使用料及び負担金の収納 7 広告料及びコピー料金等の収納

」

に改め、同表出納室の項中「出納事務全般」を「1 出納事務全般」に改める。

様式第4号中「(第8条・第9条関係)」を「(第8条、第9条関係)」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

様式第4号(第8条、第9条関係)

年 月分 収納金報告書(兼送付表)

年 月 日

三木町会計管理者 殿

会計管理者	出納室長補佐	係

主管課長検印

出納員  
(分任出納員)

下記のとおり三木町指定金融機関等へ払込みしましたから報告します。

内訳 日	収 納 金 内 訳					合 計	検 印	指定金融機関等払込		摘 要
								払込額	未済額	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
月 計										
累 計										